

印西地区消防組合自動販売機設置業者募集要領

1. 目的

この要領は、印西地区消防組合管理施設内において、職員及び施設利用者が利用する飲料自動販売機の設置予定業者を選定するために必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領を熟読し、次の各事項を承知の上でお申し込み下さい。

2. 自動販売機設置公募物件

物件番号	設置場所	年間販売予定本数	設置可能面積 (幅×奥行き×高さcm)	備考
1	消防本部1階	6,902	150×100×230	飲料自動販売機（災害時対応機種）
	牧の原消防署3階	6,824	150×100×230	飲料自動販売機（災害時対応機種）
	印西西消防署1階	7,554	150×100×230	飲料自動販売機（災害時対応機種）
	印西消防署1階(屋外)	3,539	100×100×230	飲料自動販売機（災害時対応機種）
	白井消防署1階	10,433	150×100×230	飲料自動販売機（災害時対応機種）
	西白井消防署1階	3,384	150×100×230	飲料自動販売機（災害時対応機種）

※ 上記の設置面積には、回収ボックスのスペースは含んでおりません。なお、高さについては電力量計の設置を含んでおり、奥行きについては転倒防止板のスペースを含んでいます。

※ 自販機の機種によっては、商品補充時等の扉の開閉に支障が生じる場合もありますので、応募前に必ず設置スペースを確認してください。また、仕様書と現場に違いがある場合は、現場に合わせていただきます。

- ◆消防本部・牧の原消防署 印西市牧の原 2-3 TEL 0476(46)4321
- ◆印西西消防署 印西市大塚 1-4-1 TEL 0476(47)0119
- ◆西白井消防署 白井市けやき台 2-8 TEL 047(492)4321
- ◆印西消防署 印西市竹袋 403-15 TEL 0476(42)0119
- ◆白井消防署 白井市復 1147-1 TEL 047(491)1111

3. 年間販売実績

- 上記表に記した年間販売予定本数は、令和2年度の実績を示すものであり、販売本数を保証するものではありません。

4. 設置方法等

自動販売機は、地方自治法第238条の4第7項、印西市公有財産管理規則に基づき、その設置を目的とする行政財産目的外使用許可による設置となりますので、「行政財産目的外使用料」を納付金とは別に毎年納入していただきます。

5. 使用許可の期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(自動販売機の設置、撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます)

使用許可期間満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、期間満了3か月前までに、その旨を文書にて通知して下さい。本消防組合が、設置業者を審査（商品、苦情への対応、衛生管理等）し、更新を行っても支障がないと判断した場合は、当初の許可条件を変更しないことを条件に、目的外使用を1年間延長します。（最長でも、令和7年3月31日までとします。）

6. 設置条件

- (1) 「物件番号1 飲料自動販売機」は、缶及びペットボトル等対応の機械とし、販売品目に水及びスポーツドリンクを必ず含めること。また、災害時対応機種（災害時に中の飲料を無料で提供できる機種）とすること。
- (2) カップ式コーヒー、カップ式清涼飲料自販機の設置は認めない。
- (3) 牛乳等を取扱う場合には、必要な営業許可を得ること。また、商品の配列は牛乳等の商品に偏ることがないようにすること。
- (4) 取り扱い商品の中からの商品配列について、本消防組合の要望を取り入れること。
- (5) 「行政財産目的外使用料」及び「納付金」を1年分一括して年度当初に納入すること。
- (6) 自動販売機用の積算電力量計を設置し、電気使用量の実費を納入すること。
電気料金算定方法は、以下のとおり
各月電力メーター読値（月使用料）×各月の従量料金単価の12カ月分
※各月の従量料金単価は「季節単価」と「燃料費調額」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の合算額となる。
- (7) 飲料自動販売機用の空き缶等回収ボックスを設置し定期的に処分すること。
- (8) 省エネタイプのノンフロン対策機（同等可）とすること。
- (9) 酒類及びその類似品の販売をしないこと。
- (10) 飲料については、希望小売価格より30円程度割引くこと
- (11) 常に善良な管理者の注意を持って使用すること。
- (12) 使用許可財産の転貸又は使用権の譲渡をしないこと。
- (13) 使用財産の全部又は一部を滅失若しくは棄損した場合は原状回復及び損害賠償をすること。
- (14) 使用許可期間が満了した時、又は使用許可を取消された時は速やかに使用許可財産を現状に回復して返還すること。ただし、特に承認した時は現状に回復しないで返還することができる。
- (15) 使用期間内であっても、許可条件に違反する行為が認められる時は、直ちに使用許可の取り消しをすることができる。
- (16) 本消防組合が、公用若しくは公共用に供するため必要性が生じ、目的外使用許可の取り消しをした場合、損失の補償等は協議により決定するものとする。

7. 維持管理について

- (1) 商品の補充、金銭管理、清掃など自動販売機の維持管理については設置業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ品が生じないように注意すること。
- (2) 自動販売機の設置にあたっては、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）や業界自主基準などを遵守し、据付面を十分に確認したうえで、転倒防止措置などを施し「安全設置」すること。
- (3) 回収ボックスを衛生的に使用できるよう、回収の際に回収ボックス及び設置床面を清掃すること。

8. 応募者資格要件

- (1) 飲料水自動販売機の自らが管理・運営する設置業務について、2年以上の実績を有しているもの。
- (2) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (3) 個人及び法人の役員等が、暴力団又はその他の暴力的集団の構成員で無いこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもので無いこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しないものであること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その免許を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

9. 設置予定業者の決定方法

(1) 選定方法

提出された、応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象者とします。選定方法は、公募物件毎に行い選定対象者から提出された納付金提案書の価格が最高価格であった者を設置予定業者とします。最高価格となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、印西地区消防組合職員による抽選とし、設置予定業者を決定します。

設置予定業者は、行政財産使用許可の申請を行い、本消防組合から使用許可を経て正式な設置業者となります。

設置業者と決定した者は、自動販売機設置管理契約書により契約を締結しますので、その内容をご確認ください。なお、行政財産使用許可の更新を認められた場合は、毎年度、契約手続きをしていただきます。

(2) 設置予定業者の公表

設置予定業者を決定した時は、設置予定業者に通知するとともに、印西地区消防組合ホームページに設置予定業者名及び決定金額を掲載します。

【印西地区消防組合】 <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>

10. 応募手続き

受付期間：令和4年1月5日（水）～令和4年1月21日（金）

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

受付場所：印西市牧の原二丁目3番地 印西地区消防組合 消防本部総務課

受付方法：持参又は郵送（簡易書留）による（令和4年1月21日 午後5時必着）

※ファックス、電子メールによる受付はいたしません。

11. 提出書類

- (1) 事前審査申請書【第1号様式】
- (2) 印鑑証明書
- (3) 会社概要（会社のパンフレット等形式は問いません）
- (4) 自動販売機設置実績報告書【第2号様式】

- (5) 個人の場合：住民票（写しでも可）
法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）（写しでも可）
- (6) 市税の納税証明書等 ※関係市（印西市・白井市）に納税義務がある場合のみ
納税証明書（市税に未納のないことの証明書）
- (7) 国税の納税証明書
個人の場合：直近年度の「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）」
法人の場合：直近年度の「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」
- (8) 取扱商品一覧表【第3号様式】
- (9) 設置する自動販売機のカタログのコピー（寸法・電力消費量等機能が確認できるもの）
- (10) 誓約書【第4号様式】
- (11) 「食品営業許可書」及び「食品衛生責任者報告書」の写し（牛乳等を取扱う場合のみ添付）
- (12) 返信用封筒（審査結果通知用）※84円切手を添付

12. 審査

令和4年1月24日（月）～令和4年1月26日（水）

13. 審査結果の通知

令和4年1月31日（月）までに文書により通知します。

14. 納付金提案書の提出期間

令和4年2月10日（木）～令和4年2月17日（木）

有資格者となったものは、「納付金提案書」【第5号様式】を提出してください。

※封入、封印すること。

※設置業者の決定にあたっては、納付金提案書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって納付金とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった1年間分の納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

15. 設置予定業者の決定

令和4年3月1日（火）

※印西地区消防組合ホームページで公募結果を公表します。

16. 応募に当たっての留意事項

応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。また、提出された資料等については返却いたしません。

17. 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定業者決定及び目的外使用許可事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、資格確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

18. 使用許可申請の手続き

(1) 設置予定業者に決定した者は、速やかに下記の書類を提出してください。

ア 「行政財産使用許可申請書」(物件ごとに作成すること)

イ 設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図

ウ その他参考となる資料

(2) 提出先については、消防本部総務課へ提出してください。

19. 契約の締結

設置業者と決定した者は、自動販売機設置管理契約書を締結しますので、その内容をご確認ください。なお、更新を認められた場合は、毎年度、契約手続きをしていただきます。

20. 設置予定業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

(1) 事前審査申請書に虚偽の記載があった場合。

(2) 設置予定者が、申請資格を失った場合。

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと、本消防組合が判断したとき。

21. 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。

(1) 使用期間中に、本消防組合において公用、若しくは公共の用に供するための必要が生じたとき。

(2) 設置条件に違反する行為が認められたとき。

(3) 事前審査申請書に虚偽の記載があった場合。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと、本消防組合が判断したとき。

22. その他

質問のある方は、事前に電話連絡のうえ、令和4年2月2日(水)までにファックスを以って行ってください。

なお、質問に対する回答は令和4年2月7日(月)までにファックスで通知します。

23. 公募に関する問い合わせ先

印西地区消防組合 消防本部総務課

〒270-1387 印西市牧の原二丁目3番地

TEL 0476-46-9958

FAX 0476-46-9914